



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 都道の区域変更 (二件) …… (建設局道路管理部路政課) …… 三
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効 …… (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) …… 六
- 開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始決定の取消し …… (東京都収用委員会) …… 七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始 …… (同) …… 九

告示

● 東京都告示第千八百九十九号
 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、

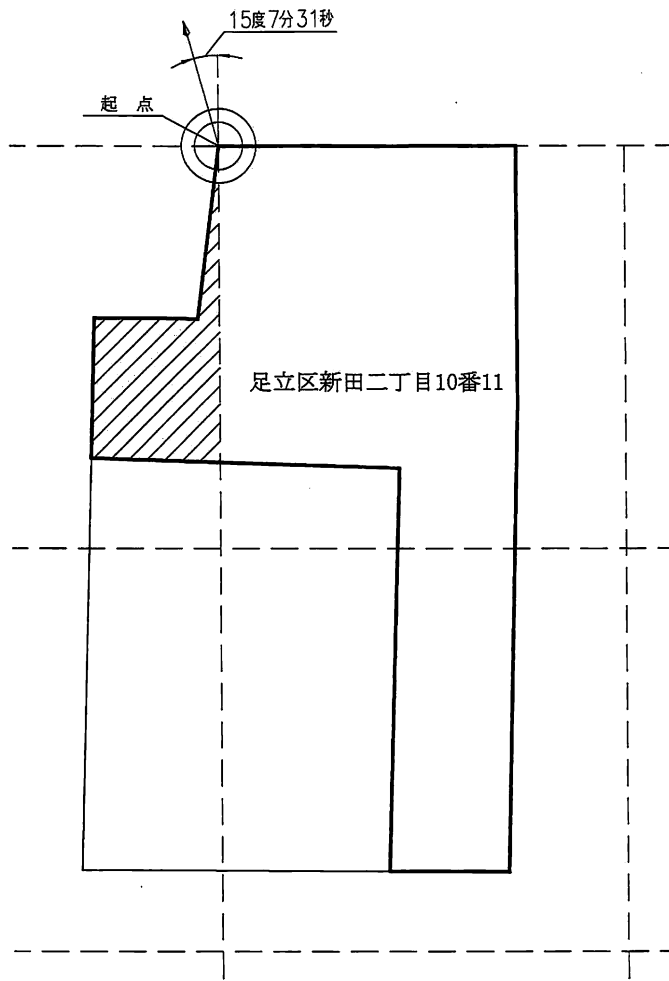
当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり (足立区新田二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- ▨ : 要措置区域

【起点】

起点は、足立区新田二丁目10番11の最北端とする。

【格子の回転角度(15度7分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

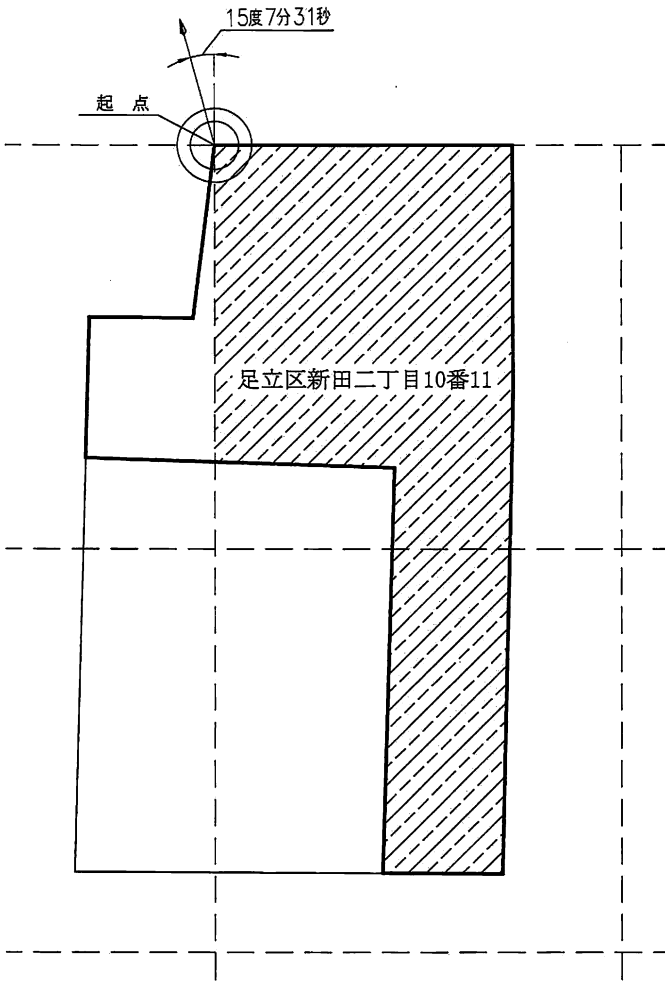
令和五年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区新田二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- — : 単位区画
- : 調査対象地
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、足立区新田二丁目10番11の最北端とする。

【格子の回転角度(15度7分31秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十二日

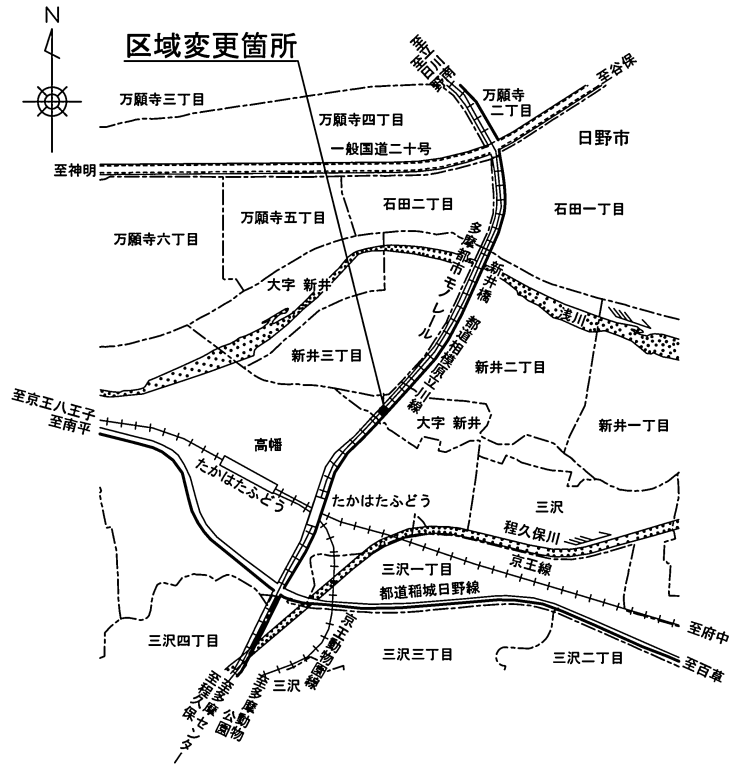
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 相模原立川
- 二 変更の区間 日野市大字新井七百三十番二地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

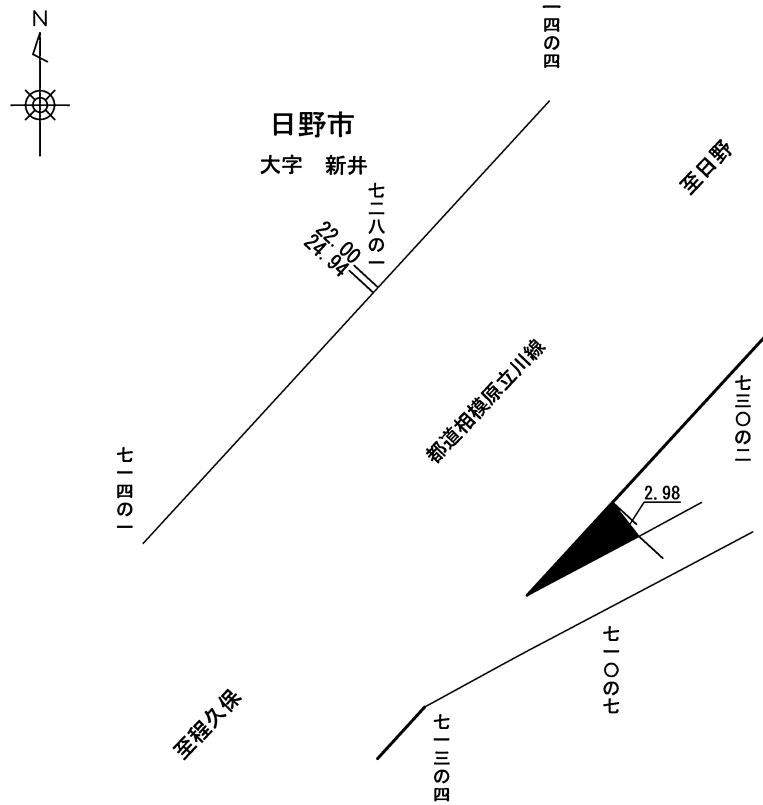
別図

都道相模原立川線区域変更略図

日野市大字新井地内



編入区域
 延長
 面積
 八・七二メートル
 一三・八二平方メートル



公 告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人アイシーエー文化事業協会

二 代表者の氏名

鈴木 澄子

三 主たる事務所の所在地

品川区北品川六丁目六番十五号 アンソーン御殿山Ⅱ

〇五

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年八月二日

一 名称

特定非営利活動法人ことばの道案内

二 代表者の氏名

古矢 利夫

三 主たる事務所の所在地

北区滝野川七丁目二番七―一〇五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和五年八月八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

完了した。

令和五年十月十二日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市新川三丁目八百八十五番六、同番七並びに九百番二

及び同番十一の各一部

三鷹市深大寺二丁目一番四号

聖建設株式会社

代表取締役 生駒 英則

小平市大沼町二丁目四百七十七番五の一部、八百六十八番

イの一、同番ロ、八百六十九番一の一部及び同番三

小平市大沼町六丁目十八番十一号

宮崎 照夫

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年十月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

ジョイフル本田瑞穂店

二 店舗所在地

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷四百四十二番地ほか

三 設置者名

株式会社ジョイフル本田

四 設置者住所

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

五 変更前の設置者の代表者名

細谷 武俊

六 変更後の設置者の代表者名

平山 育夫

七 変更日

令和五年六月二十一日

八 届出日

令和五年八月三十一日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和五年十月十二日から令和六年二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を

十一	縦覧時間	除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクアシティお台場
二	店舗所在地	港区台場一丁目七番一号
三	設置者名	三菱地所株式会社ほか一名
四	設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号ほか
五	変更を行った設置者名	三菱地所株式会社
六	変更前の設置者の代表者名	吉田 淳一 (三菱地所株式会社)
七	変更後の設置者の代表者名	中島 篤 (三菱地所株式会社)
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社ほか四十六名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社ほか四十八名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社ほか十一名
十一	変更前の小売業者の住所	江東区青海二丁目七番四号 (株式会社MEテック) ほか
十二	変更後の小売業者の住所	新宿区新宿二丁目九番二十二号多摩川新宿ビル四階 (株式会社MEテック) ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	アンドレ・アーチャー・シェイプス (日本トイザラス株式会社) ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	テイラー・リチャード・コリン (日本トイザラス株式会社) ほか
十五	変更日	令和五年五月二十九日ほか

十六	届出日	令和五年八月三十一日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十八	縦覧期間	令和五年十月十二日から令和六年二月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定による次の事項についての収用の裁決手続開始決定を取り消したので、公告する。
令和5年10月12日
東京都収用委員会
会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記2のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年4月20日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)	備考
			登記簿上	実測		
東京都豊島区雑司が谷三丁目	15番3	宅地	3.30	3.30	3.30	

別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
<p>登記名義人 土屋薫 ただし、同人は昭和54年5月21日死亡、法定相続人は土屋くよ、渡邊照枝、土屋節子、田部田みち子、川島俊子、土屋孝次である。</p> <p>土屋くよ ただし、同人は平成3年3月24日死亡、法定相続人は渡邊照枝、土屋節子、田部田みち子、川島俊子、土屋孝次である。</p> <p>渡邊照枝 ただし、同人は平成4年4月11日死亡、法定相続人は渡邊金蔵、渡邊純子、渡邊柳子、渡邊博子である。</p> <p>渡邊金蔵 ただし、同人は平成7年1月3日死亡、法定相続人は渡邊純子、渡邊柳子、渡邊博子である。</p> <p>渡邊純子 (法定相続分 15分の1)</p> <p>渡邊柳子 (法定相続分 15分の1)</p> <p>渡邊博子 (法定相続分 15分の1)</p>	<p>千葉県千葉市緑区土気町1669番地50</p> <p>千葉県旭市江ヶ崎1151番地1</p> <p>東京都葛飾区新小岩二丁目26番3号 FIRST WOOD 新小岩202</p>	<p>登記名義人 山田峯吉 ただし、同人は昭和46年12月25日死亡、法定相続人は山田せう、山田鉄雄、山田静男、児玉や貴である。</p> <p>山田せう ただし、同人は昭和47年9月30日死亡、法定相続人は山田鉄雄、山田静男、児玉や貴である。</p> <p>児玉や貴 ただし、同人は平成7年12月26日死亡、法定相続人は山田鉄雄、山田静男である。</p> <p>山田鉄雄 (法定相続分 2分の1)</p> <p>山田静男 ただし、同人は平成18年12月31日死亡、法定相続人は山田ふし、河俣淑子、山田英夫、山田曉子である。</p>	<p>不明 ただし、閉鎖登記簿上の最後の住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナット</p>	<p>抵当権 昭和2年11月28日 受付第17829号</p> <p>賃借権設定仮登記 昭和2年11月28日 受付第17830号</p> <p>抵当権 昭和3年10月22日 受付第16827号</p>

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
<p>土屋節子 ただし、同人は令和4年8月15日死亡、法定相続人は土屋秀野、大木文美恵、土屋和也である。</p> <p>土屋秀野 (法定相続分 15分の1)</p> <p>大木文美恵 (法定相続分 15分の1)</p> <p>土屋和也 (法定相続分 15分の1)</p> <p>田部田みち子 (法定相続分 15分の3)</p> <p>川島俊子 ただし、同人は令和3年3月4日死亡、法定相続人は、川島義規、川島喜美代である。</p> <p>川島義規 (法定相続分 10分の1)</p> <p>川島喜美代 (法定相続分 10分の1)</p> <p>土屋孝次 (法定相続分 15分の3)</p>	<p>最後の住所 千葉県匝瑳市堀川3494番地</p> <p>千葉県匝瑳市堀川3494番地</p> <p>千葉県山武郡横芝光町二又1217番地</p> <p>千葉県匝瑳市堀川745番地5</p> <p>千葉県匝瑳市八日市場イ2521番地</p> <p>最後の住所 千葉県匝瑳市飯倉台14番地8</p> <p>千葉県匝瑳市高野2530番地1</p> <p>千葉県匝瑳市八日市場ロ45番地8</p> <p>千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目7番1号サニーハイツ第1-203号</p>	<p>山田ふし ただし、同人は平成28年6月5日死亡、法定相続人は河俣淑子、山田英夫、山田曉子である。</p> <p>河俣淑子 (法定相続分 6分の1)</p> <p>山田英夫 (法定相続分 6分の1)</p> <p>山田曉子 (法定相続分 6分の1)</p>	<p>神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目21番16-403号</p> <p>東京都豊島区長崎四丁目44番6号</p> <p>埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地 光の家療育センター</p>	

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年10月12日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年9月28日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿上	実測		
東京都豊島区 雑司が谷三丁目	15番3	宅地	3.30	3.30	3.30	

別記2

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
登記名義人 土屋薫 ただし、同人は昭和54年5月21日死亡、 法定相続人は土屋くよ、渡邊照枝、土屋節子、 田部田みち子、川島俊子、土屋孝次である。 土屋くよ ただし、同人は平成3年3月24日死亡、 法定相続人は渡邊照枝、土屋節子、田部 田みち子、川島俊子、土屋孝次である。 渡邊照枝 ただし、同人は平成4年4月11日死亡、 法定相続人は渡邊金蔵、渡邊純子、渡邊 柳子、渡邊博子である。 渡邊金蔵 ただし、同人は平成7年1月3日死亡、 法定相続人は渡邊純子、渡邊柳子、渡 邊博子である。 渡邊純子 (法定相続分 15分の1) 渡邊柳子 (法定相続分 15分の1) 渡邊博子 (法定相続分 15分の1)	千葉県千葉市緑区土気町1669番地50 千葉県旭市江ヶ崎1151番地1 東京都葛飾区新小岩二丁目26番3号 FIRST WOOD 新小岩202	登記名義人 山田峯吉 ただし、同人は昭和46年12月25日死亡、 法定相続人は山田せう、山田鉄雄、山田静男、 児玉ㇿ貴である。 山田せう ただし、同人は昭和47年9月30日死亡、 法定相続人は山田鉄雄、山田静男、児玉 ㇿ貴である。 児玉ㇿ貴 ただし、同人は平成7年12月26日死亡、 法定相続人は山田鉄雄、山田静男である。 山田鉄雄 (法定相続分 2分の1) 山田静男 ただし、同人は平成18年12月31日死亡、 法定相続人は山田ふし、河俣淑子、山田 英夫、山田曉子である。	不明 ただし、閉鎖登記簿上の最後の住所 アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナット	抵当権 昭和2年11月28日 受付第17829号 賃借権設定仮登記 昭和2年11月28日 受付第17830号 抵当権 昭和3年10月22日 受付第16827号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001
 定価
 一
 本
 三
 〇
 〇
 円
 (郵送料を含む)
 印刷所
 勝
 美
 印
 刷
 株
 式
 会
 社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 郵便番号
 113-0001

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
土屋節子 ただし、同人は令和4年8月15日死亡、 法定相続人は土屋秀野、大木文美恵、土 屋和也である。 土屋秀野 (法定相続分 15分の1) 大木文美恵 (法定相続分 15分の1) 土屋和也 (法定相続分 15分の1) 田部田みち子 (法定相続分 15分の3) 川島俊子 ただし、同人は令和3年3月4日死亡、 遺言により持分の全てを川島義規に相続 した。 川島義規 (相続割合 5分の1) 土屋孝次 (法定相続分 15分の3)	最後の住所 千葉県匝瑳市堀川3494番地 千葉県匝瑳市堀川3494番地 千葉県山武郡横芝光町二又1217番地 千葉県匝瑳市堀川745番地5 千葉県匝瑳市八日市場イ2521番地 最後の住所 千葉県匝瑳市飯倉台14番地8 千葉県匝瑳市高野2530番地1 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目 7番1号サニーハイツ第1-203号	山田ふし ただし、同人は平成28年6月5日死亡、 法定相続人は河俣淑子、山田英夫、 山田曉子である。 河俣淑子 (法定相続分 6分の1) 山田英夫 (法定相続分 6分の1) 山田曉子 (法定相続分 6分の1)	神奈川県横浜市都筑区中 川中央一丁目21番16-403 号 東京都豊島区長崎四丁目 44番6号 埼玉県入間郡毛呂山町大 字毛呂本郷38番地 光の家療育センター	